

# 長崎県立大学国際交流センター規程

〔平成20年4月1日  
規程第67号〕

改正 平成23年4月1日規程第24号  
改正 平成27年3月3日規程第26号  
改正 平成27年3月24日規程第87号  
改正 平成28年3月23日規程第23号  
改正 平成29年3月7日規程第9号  
改正 平成30年3月6日規程第33号

## （趣旨）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則（平成20年規程第3号）第11条第2項の規定に基づき、長崎県立大学国際交流センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

## （設置及び目的）

第2条 大学の国際交流に関する窓口として、学生の海外留学や外国人留学生の受入促進、海外研究者の受入等による学生や学術の交流を図るため、センターを設置する。

一部改正 [平成23年規程第24号、平成28年規程第23号]

## （業務）

第3条 センターは、次に掲げる事項及びセンターの目的を達成するために必要な業務を行う。

- (1) 国際交流に関する事業計画の策定に関すること。
- (2) 交流協定締結に関すること。
- (3) 交換留学生の派遣・受入、認定校留学にかかる審査、指導教員の配置、学生チューターに関すること。
- (4) 留学生に対する相談、支援等に関すること。
- (5) 海外からの研修員の受入れに関すること。
- (6) 学生交流、学術交流に関する海外大学との窓口業務に関すること。
- (7) 海外語学研修に関すること（教務委員会の所管に属するものを除く。）
- (8) 長崎県立大学国際交流基金の事業に関すること
- (9) その他、国際交流に関すること

一部改正 [平成23年規程第24号、平成27年規程第26号、第87号、平成28年規程第23号、平成29年規程第9号]

## （組織）

第4条 センターは、センター長、副センター長及び次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学部から選出された教員 各1人
- (2) 大学事務局企画広報課長
- (3) シーボルト校事務局総務企画課長
- (4) 大学事務局学生支援部学生支援課長
- (5) シーボルト校事務局学生支援部学生支援課長

一部改正 [平成23年規程第24号、平成28年規程第23号、平成30年規程第33号]

## （センター長）

第5条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。

2 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の職を補佐する。

2 副センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成23年規程第24号]

(任期)

第7条 第4条第1号及び第2号に掲げる教員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加 [平成23年規程第24号]

(会議)

第8条 会議は、センター長が召集し、その議長となる。

2 会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加 [平成23年規程第24号]

(構成員以外の者の出席)

第9条 センター長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

追加 [平成23年規程第24号]

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成23年規程第24号]

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規程第24号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(細則の廃止)

2 長崎県立大学国際交流センター細則 (平成20年細則第10号) は廃止する。

(旧大学委員会規程の廃止)

3 定款附則第2項に定める長崎県立大学の国際交流推進委員会規程は廃止する。

附 則 (平成27年3月3日規程第26号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成27年4月1日に任命される者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月24日規程第87号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規程第 23 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
（学部学科再編に伴う経過措置）
- 2 学則の一部を改正する規則（平成27年 3 月24日規則第 7 号）による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第 4 条第 1 項第 1 号の規定は適用しない。

附 則（平成 29 年 3 月 7 日規程第 9 号）

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 6 日規程第33号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。